

広島県立総合技術研究所設置及び管理条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後			改正前		
別表（第八条関係）			別表（第八条関係）		
一 使用料			一 使用料		
センターの区分	種別	金額	センターの区分	種別	金額
西部工業技術センター	測定機器、試験機器及び分析機器	一単位につき <u>一八、五〇〇円</u>	西部工業技術センター	測定機器、試験機器及び分析機器	一単位につき <u>一七、一〇〇円</u>
二 手数料			二 手数料		
センターの区分	種別	金額	センターの区分	種別	金額
西部工業技術センター	試験及び測定	一単位につき <u>二〇、〇〇〇円</u>	西部工業技術センター	試験及び測定	一単位につき <u>一六、三〇〇円</u>